

ご契約のしおり

au 定期ほけん

au 医療ほけん au 医療ほけんレディース

※「ご契約のしおり」は、保険契約に関する重要な事項および普通保険約款について
わかりやすくまとめたものですので、申し込みの前に必ずご一読ください。

※本しおり内における「会社」「当社」とは、ライフネット生命のことをいいます。

保険金・給付金のご請求に関するお問い合わせ

ライフネット生命 コンタクトセンター [通話無料] **0120-717991**

- 受付時間：平日 9 時～17 時 30 分
（年末年始、土曜、日曜、祝日は除く）
- お電話をいただく際には証券番号をお知らせください

ご契約内容や保険の申し込みなどに関するお問い合わせ

ライフネット生命 コンタクトセンター [通話無料] **0120-207744**

- 受付時間：平日 9 時～22 時、土曜日 9 時～18 時
（年末年始、日曜、祝日は除く）
- ご契約に関するお問い合わせは、契約者ご本人さまからお願いいたします

2016 年 4 月

引受保険会社：ライフネット生命保険株式会社

〒102-0083 東京都千代田区麹町二丁目 14 番地 2 麹町 NK ビル



目次

第 1 編 各商品共通のご案内	3
1 申し込みに際して必ずご確認くださいもの	4
<1>「利用規約」	4
<2>個人情報の取り扱い	5
2 申し込み手続きの留意点	10
<1>ご契約の流れ	10
<2>申し込み手続きについて	11
<3>申込内容と「お客さま控」	12
<4>「申し込みに際しての確認書」	13
<5>責任開始について	14
<6>保険料の払い込みについて	14
<7>各種お手続きについて	15
3 その他のお知らせ	17
<1>当社の組織形態について	17
<2>生命保険契約者保護機構について	17
<3>税法上の特典（2016 年 4 月 1 日現在）	21
第 2 編 各商品の特徴としくみ	23
1 定期死亡保険（無配当・無解約返戻金型）「au 定期ほけん」	24
<1>しくみ図	24
<2>商品の特徴	24
<3>注意事項	27
<4>保険金をお支払いできない場合、保険料の払込免除ができない場 合の代表例	28
2 終身医療保険（無配当・無解約返戻金型）（2014） 「au 医療ほけん」「au 医療ほけんレディース」	30
<1>しくみ図	30

<2>商品の特徴.....	32
<3>注意事項.....	36
<4>給付金をお支払いできない場合の代表例.....	37

第 1 編 各商品共通のご案内

本編では、申し込みに際して、各商品に共通の重要な事項を記載していますので、保険契約を申し込む前に、必ずご一読ください。

※本しおり内における「会社」「当社」とは、ライフネット生命のことをいいます。

1 | 申し込みの際に必ずご確認くださいもの

<1>「利用規約」

当社のウェブサイトを利用して保険契約を申し込みいただく際の利用規約です。この規約は、お客さま情報をご登録いただく際に表示します。お申し込み手続きを進めるためには、お客さまご自身の同意が必要です。

利用規約

(1) 電子交付について

当社は、各種約款、各種案内、契約内容などを、書面の交付（郵送）に代え、ウェブサイト、電子メールなどの当社所定の電磁的方法により、お客さまに交付します。また、電子メールによる場合は、お客さまにご登録・ご指定いただいたメールアドレスに通知します。ウェブサイトにおいては、お客さまの本人確認をさせていただく場合があります。なお、一部の書面については、郵送する場合があります。

(2) マイページ利用の際の本人認証について

当社は、お客さまが指定されたログインIDおよびログインパスワード（以下、これらを「認証番号」といいます）の確認をもってお客さまの本人認証を行い、お客さまは、当社が本人認証をした場合に限り、マイページをご利用することができます。当社が認証番号の確認をもって本人認証を行った場合、マイページでご利用されたサービスは、すべてお客さま本人により行われたものとみなします。お客さまは、認証番号を自己の責任をもって厳重に管理するものとし、第三者に開示しないものとします。また、お客さまは、自らのためにマイページのサービスを利用することとし、理由の如何を問わず、認証番号を第三者に使用させ、もしくは譲渡、貸与、

売買等を行うことはできないものとします。

(3) スマートフォンを利用して当社サービスを利用する場合について

- スマートフォンから当社サービスを利用する場合には、当社が開設する専用のウェブサイト（以下、「スマートフォンサイト」といいます）をご利用ください。
- 「スマートフォンサイト」のご利用にあたりご使用いただけるスマートフォンの種類は、当社所定のものに限ります。
- 「スマートフォンサイト」でご利用できるマイページ（以下、「スマートフォン版マイページ」といいます）は、PC サイト版マイページとサービス内容が異なる場合があります。
- 「スマートフォンサイト」でご提供するサービスや「スマートフォン版マイページ」でご利用できるお手続きの内容については、その内容を変更したり、または制限することがあります。その場合、当社は、保険契約の保全のために必要なサービスやお手続きについては、PC サイト、コンタクトセンター、書面等により引き続きお客さまにご提供・ご利用できるよう代替手段を講じることとします。

<2>個人情報の取り扱い

■ 個人情報保護宣言

当社の個人情報の保護方針です。お客さま情報をご登録いただく際に表示します。お申し込み手続きを進めるためには、お客さまご自身の同意が必要です。内容は、当社のウェブサイト（<http://www.lifenet-seimei.co.jp/privacy/>）でご確認いただくことができます。

■ 機微（センシティブ）情報の取り扱いについて

告知画面ではお客さまの健康状態について告知していただきます。健康状態に関する情報は機微（センシティブ）情報になりますので、告知に際しては、以下に定める当社の機微（センシティブ）情報の取り扱い方針を表示し、必ずお読みいただいたうえで告知画面へお進みいただきます。

機微（センシティブ）情報の取り扱いについて

当社は、生命保険業の適切な業務運営を確保する必要性から、業務遂行上必要な範囲で、保健医療情報等の機微（センシティブ）情報を取得、利用または第三者に提供する場合※があります。機微（センシティブ）情報については、保険業法施行規則第 53 条の 10 および同法施行規則第 234 条第 1 項第 17 号に基づき、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的以外では利用いたしません。

※ 第三者に提供する場合とは以下の場合をいいます。

- (1)医療機関等に業務上必要な照会を行う場合
- (2)保険金・給付金等のお支払いのために金融機関等へ提供する場合
- (3)契約確認会社、収納代行会社、募集代理店などの業務委託先に提供する場合
- (4)再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知および再保険金の請求その他必要な範囲内で、再保険会社に提供する場合

当社は、機微（センシティブ）情報を含め、本契約において取得した個人情報について、ご契約が締結に至らなかった場合や、解約、保険期間満了後など保険契約が消滅した後も保持します。取得した関係書類等の返却は行いません。

■「契約内容登録制度」「契約内容照会制度」「支払査定時照会制度」に基づく、
他の生命保険会社等との保険契約等に関する情報の共同利用について

当社は、生命保険制度が健全に運営され、保険金および入院給付金等のお支払いが正しく確実に行なわれるよう、「契約内容登録制度」、「契約内容照会制度」、および「支払査定時照会制度」に基づき、下記のとおり、当社の保険契約等に関する所定の情報を特定の者と共同して利用しています。

詳細は一般社団法人生命保険協会のウェブサイト

(<http://www.seiho.or.jp/personal/>) でもご確認いただくことができます。

(1)「契約内容登録制度・契約内容照会制度」について

各商品の普通保険約款に定める「契約内容の登録」の条項に記載された内容をご覧ください。

制度の詳細については、当社ウェブサイト

(<http://www.lifenet-seimei.co.jp/privacy/reference/>) でも確認いただくことができます。

(2)「支払査定時照会制度」について

当社は、一般社団法人生命保険協会、一般社団法人生命保険協会加盟の各生命保険会社※、全国共済農業協同組合連合会、全国労働者共済生活協同組合連合会および日本コープ共済生活協同組合連合会（以下「各生命保険会社等」といいます）とともに、お支払いの判断または保険契約もしくは共済契約等（以下「保険契約等」といいます）の解除、取消もしくは無効の判断（以下「お支払い等の判断」といいます）の参考とすることを目的として、「支払査定時照会制度」に基づき、当社を含む各生命保険会社等の保有する保険契約等に関する下記の相互照会事項記載の情報を共同して利用しています。

※ 「支払査定時照会制度」に参加している各生命保険会社名については、一般社団法人生命保険協会ホームページ (<http://www.seiho.or.jp/>)

の「加盟会社」をご参照ください。

保険金、年金、給付金または共済金（以下「保険金等」といいます）のご請求があった場合や、これらに係る保険事故が発生したと判断される場合に、「支払査定時照会制度」に基づき、下記の全部または一部について、一般社団法人生命保険協会を通じて、他の各生命保険会社等に照会し、他の各生命保険会社等から情報の提供を受け、また他の各生命保険会社等からの照会に対し、情報を提供すること（以下「相互照会」といいます）があります。

相互照会される情報は下記のものに限定され、ご請求に係る傷病名その他の情報が相互照会されることはありません。また、相互照会に基づき各生命保険会社等に提供された情報は、相互照会を行った各生命保険会社等によるお支払い等の判断の参考とするため利用されることがありますが、その他の目的のために利用されることはありません。照会を受けた各生命保険会社等において、相互照会事項記載の情報が存在しなかったときは、照会を受けた事実は消去されます。各生命保険会社等は「支払査定時照会制度」により知り得た情報を他に公開いたしません。

相互照会事項

次の事項が相互照会されます。ただし、契約消滅後 5 年を経過した契約に係るものは除きます。

- (1)被保険者の氏名、生年月日、性別、住所（市・区・郡までとします）
- (2)保険事故発生日、死亡日、入院日・退院日、対象となる保険事故（左記の事項は、照会を受けた日から 5 年以内のものとしします）
- (3)保険種類、契約日、復活日、消滅日、保険契約者の氏名および被保険者との続柄、死亡保険金等受取人の氏名および被保険者との続柄、死亡保険金額、給付金日額、各特約内容、保険料および払込方法

第1編 各商品共通のご案内

上記相互照会事項において、被保険者、保険事故、保険種類、保険契約者、死亡保険金、給付金日額、保険料とあるのは、共済契約においてはそれぞれ、被共済者、共済事故、共済種類、共済契約者、死亡共済金、共済金額、共済掛金と読み替えます。

当社が保有する相互照会事項記載の情報については、当社が管理責任を負います。契約者、被保険者または保険金等受取人は、相互照会事項記載の情報の開示を求め、その内容が事実と相違している場合には、訂正を申し出ることができます。また、個人情報の保護に関する法律に違反して相互照会事項記載の情報が取り扱われている場合、当該情報の利用停止あるいは第三者への提供の停止を求めることができます。各手続きの詳細については、コンタクトセンターまでお問い合わせください。

制度の詳細については、当社ウェブサイトでも確認いただくことができます。

2 | 申し込み手続きの留意点

<1>ご契約の流れ

申し込みからご契約までは、以下の 4 つのステップで簡単にお手続きいただけます。当社ウェブサイト上の各ページの指示に従い、申込内容を入力してください。詳細は当社のウェブサイトをご確認ください。

STEP1 保険プラン作成（お客さま）

ウェブサイトで生年月日などを入力し、保険料をご確認ください。ご希望のプランで申し込みください。

STEP2 お引き受けの審査（当社）

当社にて、保険をお引き受けすることができるか、お客さまの申込内容をもとに、審査を行います※¹。

STEP3 必要書類の提出（お客さま）

本人確認書類や、申し込みの際しての確認書などを、期間内に当社へご提出いただきます。

STEP4 ご契約の処理（当社）

ご契約成立のための処理を行います※²。契約成立のお知らせをメールおよびマイページへご連絡し、保険証券を発送します※³。保険料はウェブサイトより申し込みいただいた月の翌月分から発生します。

※1 契約者間の公平性を保つため、ご職業、年収、お住まいの都道府県の受療率（厚生労働省「患者調査」の受療率（人口 10 万人に対する推定患者数）を利用）などのデータ、身体の状態など、保険金や給付金のお支払いが発生するリスクに応じて引き受けを行っています。そのため、申し

込み後に、保険金額や給付金額に上限を設ける場合や、特定の疾病・身体部位・障がい状態を不担保とする特別条件を付ける場合、お引き受けできない場合があります。

※2 高額契約の申し込みの場合や、引き受けの審査に必要な場合、定期健康診断の結果表（コピー）などをご提出いただき、再度お引き受けの審査を行います。

※3 申し込み日から30日以内にご契約の成立に必要な書類などが完備しなかった場合、申し込みは取り消され、保障の開始も無効となります。

<2>申し込み手続きについて

■ 普通保険約款

保険契約者と当社の間で締結する保険契約の内容が記載された文書のことです。生命保険は長期間、また非常に多くの契約者集団から成立するために、保険種類ごとにあらかじめ一定の契約条件・内容を定めた約款を作成し、ご契約者さまに内容を説明、理解していただいたうえで契約を締結することとしています。必ずご一読いただき、内容を十分ご理解のうえ、申し込みください。

■ 申し込み手続き

必ずご契約者さまご自身でお手続きください。

- 申込内容は、保険会社との契約内容を取り決めるものです。内容を十分にお確かめのうえ、お間違えのないように入力してください。
- 告知情報は、健康状態などをお知らせいただくものです。内容を十分ご理解のうえ、質問事項について事実を入力してください。

<3>申込内容と「お客さま控」

当社では、インターネットを介して、申し込みを行っていただきます。

各ページの指示に従い、内容を十分ご理解のうえ、お手続きください。

「お客さま控」は、ご契約事項、告知事項などについて、申し込み時にご入力いただいた情報の控えです。ご確認のうえ、ダウンロード・保存してください。

■ 保険プランの概要（契約概要）

見積りを行った保険商品の内容について、特にご確認いただきたい事項を記載しています。当社のウェブサイトで申し込みいただく際に表示し、ご契約前に必ずお読みいただくことにしています。「保険プランの概要」は保険商品についての代表的な事項を記載していますので、詳細な内容については「普通保険約款」をご覧ください。

■ 意向確認

申し込みいただいた保険商品が、お客さまのニーズに合致しているかを確認させていただくことを「意向確認」といいます。当社では、ウェブサイトで申し込みに必要な入力とあわせて、「保険プランの概要（契約概要）」「意向確認」を表示し、ご同意いただくことで、意向確認とさせていただきます。

■ 特に重要な事項のお知らせ（注意喚起情報）

契約の申し込みの際に、特にご注意いただきたい事項（免責事項や不利益な情報等）を記載しています。当社のウェブサイトで申し込みいただく際に表示し、契約前に必ずお読みいただき、同意いただくことにしています。「特に重要な事項のお知らせ（注意喚起情報）」には代表的な事項を記載していますので、詳細な内容については「普通保険約款」をご覧ください。

■ 告知の大切さについて

生命保険は、多くの人々が保険料を出しあって、お互いに保障しあう相互扶助

の制度です。

そのため、生命保険のご契約の際には、契約者間での保険料負担の公平性が保たれるよう、過去の傷病歴、現在の健康状態などについてお伺いしています。正しく告知されなかった場合、保険契約を解除することがあり、また、傷病歴などがある場合、保険契約をお引き受けできない場合があります。当社のウェブサイトで申し込みいただく際には、「告知の大切さについて」を表示し、必ずお読みいただいたうえで告知画面へ進んでいただくことにしています。

■ 告知事項

保険制度の公平性を維持するため、被保険者の健康状態や過去の傷病歴など当社が質問する事項について、事実をありのままに告知していただく事が必要です。事実を回答しなかったり、事実でないことを回答した場合は、告知義務違反として保険契約が解除される場合がありますので、十分内容をご理解のうえ、正確にご入力ください。告知漏れなどがありましたら、すぐに当社までお知らせください。

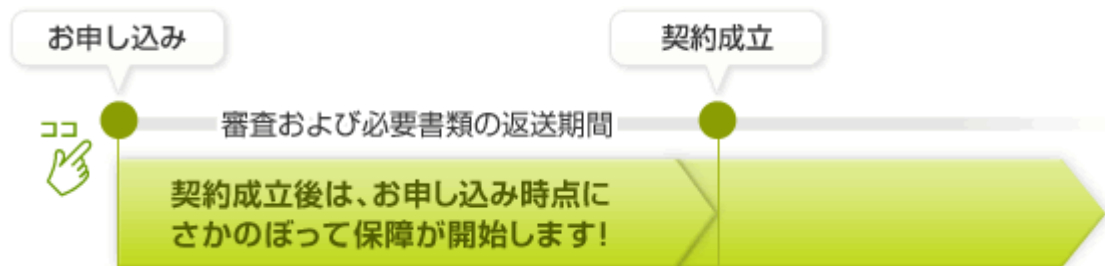
<4> 「申し込みの際しての確認書」

ウェブサイトで申し込みに必要な入力が完了した後、ご契約者さま宛に書面で郵送する確認書類です。

この書類には、この保険契約には解約返戻金がないことその他、クーリング・オフ制度についてのご説明を記載しています。申込内容に間違いがないことをこの書類で再確認していますので、必ずご一読いただいたうえで、ご了解いただいた旨の署名のうえ、当社へご提出ください。

<5>責任開始について

申し込みいただいた契約を当社が承諾した場合には、申し込みいただいた時点にさかのぼって保障を開始します。



<6>保険料の払い込みについて

■ 保険料の払込方法

保険料のお支払いは、月払いのみで、以下の方法からご選択いただけます。

- **口座振替**：当社が提携している金融機関のご契約者さま名義の口座から、毎月の振替日に自動的に当社の口座へ振り替えられます。
- **クレジットカード払い**：ご指定いただいたご契約者さま名義のクレジットカードにより決済されます。

■ 保険料の払い込みの猶予期間と失効

当社では、払込期月を含めて 3 ヶ月以内に保険料をお支払いいただくことになっています。

保険料の払込期日までに、ご指定の口座またはクレジットカードにより保険料をお支払いいただきます。払込期日内にお支払いのご都合がつかない場合のために、保険料お支払いの猶予期間を設けています。

保険料お支払いの猶予期間：

保険料払込期月の翌月初日から翌々月末日までをお支払いの猶予期間とします。

保険契約の失効：

お支払いの猶予期間内に保険料が払い込まれない場合は、保険契約は猶予期間の満了の日の翌日からその効力を失います（失効）。失効した保険契約を元の状態に戻すこと（復活）はできませんので十分ご注意ください。



■ 保険料の払い込みが免除される場合

被保険者が、責任開始時点以後に約款所定の状態となった場合には、将来の保険料の払い込みが免除される場合があります。各商品によって条件に違いがありますので、各商品の普通保険約款をご確認ください。

<7>各種手続きについて

■ ご契約内容の確認・変更・解約

当社ウェブサイトのマイページから、お客さまにご指定いただいたログイン情報をご入力いただくことにより、ご契約内容の確認や変更、解約などのお手続きをしていただく事が可能です。マイページからお手続きいただける内容は以下のとおりです。

- お客さま情報（住所やメールアドレス等）の変更
- お支払い方法の変更
- 受取人・指定代理請求人の変更
- 保険金額・給付金額の減額
- 保険契約の解約
- 保険証券の再発行
- 控除証明書の再発行 など

各種お手続きのご不明な点については、当社コンタクトセンターまでご連絡ください。

保険金・給付金のご請求に関するお問い合わせ

コンタクトセンター [通話無料] 0120-717991

※受付時間：平日 9 時～17 時 30 分（年末年始、土曜、日曜、祝日は除く）

※お電話をいただく際には証券番号をお知らせください

※お客さまからのご質問やご要望などを正確に把握するため、お電話の際は通話内容を録音しておりますので、あらかじめご了承ください

ご契約内容、保険相談、保険の申し込みなどに関するお問い合わせ

コンタクトセンター [通話無料] 0120-207744

※受付時間：平日 9 時～22 時、土曜日 9 時～18 時（年末年始、日曜、祝日は除く）

※お客さまからのご質問やご要望などを正確に把握するため、お電話の際は通話内容を録音しておりますので、あらかじめご了承ください

※ご契約に関するお問い合わせは、契約者ご本人さまからお願いいたします。

3 | その他のお知らせ

<1>当社の組織形態について

保険会社の会社組織形態には「相互会社」と「株式会社」があり、当社は株式会社になります。

株式会社は、株主の出資により運営されるものであり、株式会社の契約者は相互会社の契約者のように「社員」（構成員）として会社の運営に参加することはできません。

<2>生命保険契約者保護機構について

当社は「生命保険契約者保護機構」（以下「保護機構」といいます）に加入しています。保護機構の概要は以下のとおりです。

- (1)保護機構は、保険業法に基づき設立された法人であり、保護機構の会員である生命保険会社が破綻に陥った場合、生命保険に係る保険契約者等のための相互援助制度として、当該破綻保険会社に係る保険契約の移転等における資金援助、承継保険会社の経営管理、保険契約の引き受け、補償対象保険金の支払いに係る資金援助および保険金請求権等の買い取りを行う等により、保険契約者等の保護を図り、もって生命保険業に対する信頼性を維持することを目的としています。
- (2)保険契約上、年齢や健康状態によっては契約していた破綻保険会社と同様の条件で新たに加入することが困難になることもあるため、保険会社が破綻した場合には、保護機構が保険契約の移転等に際して資金援助等の支援を行い、加入している保険契約の継続を図ることにしています。

(3)保険契約の移転等における補償対象契約は、運用実績連動型保険契約の特定特別勘定^{※1}に係る部分を除いた国内における元受保険契約で、その補償限度は、高予定利率契約^{※2}を除き、責任準備金等^{※3}の90%とすることが、保険業法等で定められています（保険金、年金等の90%が補償されるものではありません）^{※4}。なお、保険契約の移転等の際には、責任準備金等の削減に加え、保険契約を引き続き適正・安全に維持するために、契約条件の算定基礎となる基礎率（予定利率、予定死亡率、予定事業費率等）の変更が行われる可能性があり、これにともない、保険金額・年金額等が減少することがあります。あわせて、早期解約控除制度（保険集団を維持し、保険契約の継続を図るために、通常の解約控除とは別に、一定期間特別な解約控除を行う制度）が設けられる可能性もあります。

※1 特別勘定を設置しなければならない保険契約のうち最低保証（最低死亡保険金保証、最低年金原資保証等）のない保険契約に係る特別勘定を指します。更生手続きにおいては、当該部分についての責任準備金を削減しない更生計画を作成することが可能です（実際に削減しないか否かは、個別の更生手続きの中で確定することになります）。

※2 破綻時に過去5年間で常に予定利率が基準利率^{（注1）}を超えていた契約を指します^{（注2）}。当該契約については、責任準備金等の補償限度が以下のとおりとなります。ただし、破綻会社に対して資金援助がなかった場合の弁済率が下限となります。

高予定利率契約の補償率＝

$90\% - \{(\text{過去5年間における各年の予定利率} - \text{基準利率}) \text{の総和} \div 2\}$

（注1）基準利率は、生保各社の過去5年間の平均運用利回りを基準に、金融庁長官および財務大臣が定めることになっています。現在の基準利率については、保護機構のホームページで確認できます。

（注2）一つの保険契約において、主契約・特約の予定利率が異なる場合、

主契約・特約を予定利率が異なるごとに独立した保険契約とみなして、高予定利率契約に該当するか否かを判断することになります。また、企業保険等において被保険者が保険料を拠出している場合で被保険者毎に予定利率が異なる場合には、被保険者毎に独立の保険契約が締結されているものとみなして高予定利率契約に該当するか否かの判断をすることになります。ただし、確定拠出年金保険契約については、被保険者が保険料を拠出しているか否かにかかわらず、被保険者毎に高予定利率契約に該当するか否かを判断することになります。

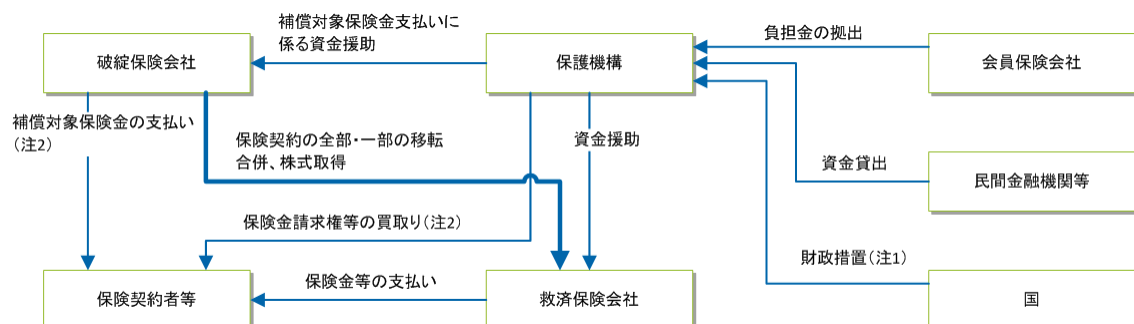
※3 責任準備金等とは、将来の保険金、年金、給付金の支払いに備え、保険料や運用収益などを財源として積み立てている準備金等をいいます。

※4 個人変額年金保険に付されている年金原資保証額等についても、その90%が補償されるものではありません。

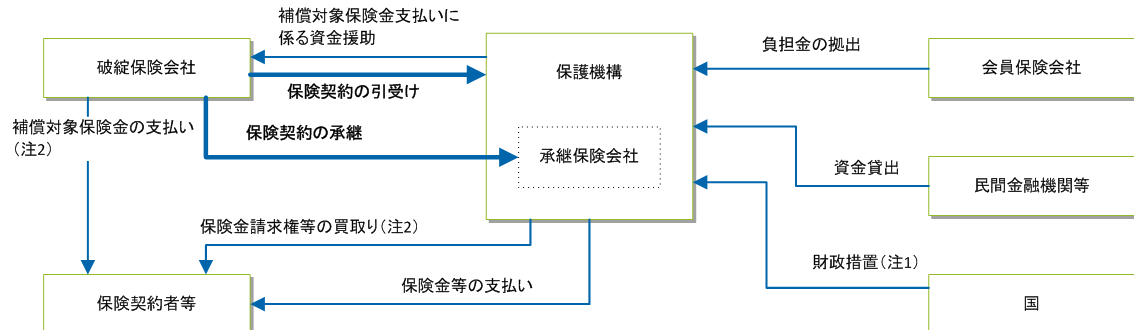
補償対象契約の範囲・補償対象契約の補償限度等を含め、掲載内容は全て現在の法令に基づいたものであり、今後、法令の改正により変更される可能性があります。

<しくみの概略図>

救済保険会社が現れた場合



救済保険会社が現れない場合



(注1) 上記の「財政措置」は、平成 29 年（2017 年）3 月末までに生命保険会社が破綻した場合に対応する措置で、会員保険会社の拠出による負担金だけで資金援助等の対応ができない場合に、国会審議を経て補助金が認められた際に行われるものです。

(注2) 破綻処理中の保険事故に基づく補償対象契約の保険金等の支払い、保護機構が補償対象契約に係る保険金請求権等を買取することを指します。この場合における支払率および買取り率については、責任準備金等の補償限度と同率となります。（高予定利率契約については、※2 に記載の率となります）

<3>税法上の特典（2016 年 4 月 1 日現在）

■ 生命保険料控除

払い込みいただく保険料は生命保険料控除の対象となり、所得税・住民税の負担が少なくなります。

生命保険料控除の対象となる契約は、保険金や給付金の受取人が契約者本人か、またはその配偶者やその他の親族となっている保険契約です。

対象となる保険料は、1 月から 12 月までに払い込まれた保険料の合計額です。

所得税の計算時に所得から控除される金額

年間正味払込保険料	控除される金額
20,000 円以下のとき	支払保険料等の全額
20,000 円を超え 40,000 円以下のとき	(年間正味払込保険料×1/2) + 10,000 円
40,000 円を超え 80,000 円以下のとき	(年間正味払込保険料×1/4) + 20,000 円
80,000 円を超えるとき	一律 40,000 円

住民税の計算時に所得から控除される金額

年間正味払込保険料	控除される金額
12,000 円以下のとき	支払保険料等の全額
12,000 円を超え 32,000 円以下のとき	(年間正味払込保険料×1/2) + 6,000 円
32,000 円を超え 56,000 円以下のとき	(年間正味払込保険料×1/4) + 14,000 円
56,000 円を超えるとき	一律 28,000 円

■ 死亡保険金の税法上の取り扱い

死亡保険金については、契約者と被保険者が同一のため、保険金受取時には相続税の対象となります。

死亡保険金受取人が契約者の法定相続人の場合は、法定相続人 1 人につき 500 万円が生命保険金控除額となり、相続税の課税対象から控除されます。

■ 上記以外の保険金（高度障害保険金）と給付金の税法上の取り扱い

被保険者本人、もしくはその配偶者、直系血族、生計を一にする親族が高度障害保険金や終身医療保険の給付金を受け取る場合には、全額非課税です。

第 2 編 各商品の特征としくみ

本編では、各商品の概要をご確認いただけます。

各商品の内容を十分ご理解のうえ、申し込みください。

※本しおり内における「会社」「当社」とは、ライフネット生命のことをいいます。

1 定期死亡保険（無配当・無解約返戻金型）

「au 定期ほけん」

※「au 定期ほけん」はライフネット生命の定期死亡保険「かぞくへの保険」と保障内容・保険料が同一です。

<1>しくみ図



<2>商品の特徴

契約年齢	20 歳以上、65 歳以下
保険金額	500 万円～1 億円（100 万円単位で設定可能） ※保険期間途中での減額が可能です。（保険金額 500 万円を下回る減額はお取り扱いできません） ※増額の場合は新規の追加契約が必要です。（追加契約時に改めて引き受けのための審査をさせてい

	たきます)
死亡保険金	被保険者が死亡された場合に、死亡保険金をお支払いします。 被保険者の生死が不明の場合でも、被保険者が死亡したものと会社が認めたときには、死亡保険金をお支払いします。
高度障害保険金	被保険者が責任開始時点以後の傷害または疾病を直接の原因として、約款所定の高度障害状態になった場合に、高度障害保険金をお支払いします。 (高度障害保険金をお支払いした場合、死亡保険金は支払われません)
保険料の払込免除	約款所定の障害状態になった場合には、保険料の払い込みが免除されます。
保険期間	10 年、20 年、30 年、65 歳まで、80 歳まで ※契約日（申し込み日の翌月 1 日）時点の年齢によって、選択いただける保険期間に制限があります。 ※保険期間「10 年」、「20 年」、「30 年」をご選択いただいた方で、保険期間満了日の翌日（更新日）の年齢が 79 歳以下の場合、特にお申し出をいただかない限り、その時の健康状態にかかわらず、更新前と同じ保険金額・保険期間で契約が更新されます。ただし、更新後の保険期間満了日の年齢が 81 歳以上となる場合は、保険期間満了日の年齢が 80 歳になるように保険期間を年単位で短縮して更新します。

	※更新時には更新日の保険料率に基づき、更新時の年齢で保険料が再計算され、多くの場合保険料は高くなります。 ※保険期間「65歳まで」、「80歳まで」をご選択いただいた場合、保険期間は被保険者が満了年齢になって初めて迎える年単位の契約応当日の前日まで（年単位の契約応当日が誕生日の場合は、満了年齢になる誕生日の前日まで）となります。この場合、契約の更新はなく、保険期間満了日をもって契約は終了します。												
保険料の払込期間	保険期間と同一												
健康診断書の有無	保険金額によっては、ウェブサイトの申込画面で、健康状態の質問事項にお答えいただくだけで申し込むことができます。 ただし、契約年齢ごとに、健康診断書なしで申し込むことができる保険金額の上限が決まっています。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>契約年齢</th><th>保険金額の上限</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>20歳～40歳</td><td>3,000万円</td></tr> <tr> <td>41歳～45歳</td><td>2,500万円</td></tr> <tr> <td>46歳～50歳</td><td>2,000万円</td></tr> <tr> <td>51歳～55歳</td><td>1,500万円</td></tr> <tr> <td>56歳～65歳</td><td>1,000万円</td></tr> </tbody> </table> ※傷病歴や健康診断での異常指摘歴がある場合には、保険種類や保険金額にかかわらず、定期健	契約年齢	保険金額の上限	20歳～40歳	3,000万円	41歳～45歳	2,500万円	46歳～50歳	2,000万円	51歳～55歳	1,500万円	56歳～65歳	1,000万円
契約年齢	保険金額の上限												
20歳～40歳	3,000万円												
41歳～45歳	2,500万円												
46歳～50歳	2,000万円												
51歳～55歳	1,500万円												
56歳～65歳	1,000万円												

	康診断の結果表（コピー）などをご提出いただく場合があります。 ※契約年齢は、申し込み日の翌月1日時点での年齢です。
解約返戻金	なし
配当	なし
特約	なし

<3>注意事項

- 当しおりは、商品の概要を記載しています。商品の詳細につきましては、「定期死亡保険（無配当・無解約返戻金型）普通保険約款」を必ずご確認ください。
- 保険料をお支払いいただけなかった場合※、保険契約は失効します。契約の復活はできません。

※ 保険料の支払い月にお支払いいただけなかった場合、その翌月から2ヶ月間の支払い猶予期間を設けます。猶予期間内に支払いがない場合、保険契約は失効します。
- 契約者間の公平性を保つため、ご職業、年収、身体の状態など、保険金のお支払いが発生するリスクに応じて引き受けを行っています。そのため、申し込み後に、保険金額に上限を設ける場合や「特定障害を不担保とする特則」を適用する場合、お引き受けできない場合があります。

<4>保険金をお支払いできない場合、保険料の払込免除ができない**場合の代表例**

死亡保険金、高度障害保険金をお支払いできない場合、保険料の払込免除ができない場合の代表的な事例は以下のとおりです。以下に記載のない場合でも、約款の規定によりお支払いできない場合があります。詳しくは約款をご確認ください。

高度障害保険金のお支払い	約款に定める高度障害状態に該当しない場合は、高度障害保険金のお支払いの対象外です ^{※1} 。高度障害保険金の支払いの対象となる高度障害状態については「定期死亡保険（無配当・無解約返戻金型）普通保険約款」別表をご覧ください。
特定の障がいの原因とした高度障害保険金のお支払い、保険料の払込免除	「特定障害を不担保とする場合の特則」を適用したご契約において、会社が指定した特定障害により、高度障害保険金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じた場合、会社は、高度障害保険金の支払いおよび保険料の払込免除は行いません。この特則は、保険契約が更新された場合、更新後の保険契約にも適用されます。
責任開始 ^{※2} の日から3年以内の自殺	責任開始の日からその日を含めて3年以内の自殺の場合は、免責事由となりますので、死亡保険金のお支払いはできません。ただし、精神障害などによる自殺については、死亡保険金をお支払いする場合があります。
告知義務違反	正しい告知をせずに契約した場合、告知義務違反として契約が解除され、保険金を受け取れない場合が

	あります。ただし、責任開始時点前の検査や治療と、ご請求内容に因果関係がない場合は、保険金をお支払いする場合があります。
重大事由による解除	保険金を詐取する目的で事故招致（未遂を含みます）をした場合、保険契約者、被保険者または受取人が暴力団関係者、その他反社会的勢力に該当すると認められた場合など重大事由によりご契約が解除された場合は、仮に保険金の支払事由が生じていたとしても保険金のお支払いはできません。また、すでに保険金を支払っていたときでも、当社はその返還を請求することができます。

※1 保険契約締結の際に、当社が告知等により知っていたその病気に関する事実にもとづいて承諾した場合や、責任開始時点前に被保険者が医師の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘を受けたことがない場合（その病気による症状について契約者または被保険者が認識または自覚していた場合を除きます）は支払いの対象となります。

※2 責任開始とは、当社が保険契約上の保障を開始することをいい、当社が保険契約の申し込みを承諾した場合、申し込み時点（お客さまがウェブサイト上の申込画面で保険契約の申し込みを行い、その内容を当社が受信した時点）にさかのぼって保障を開始します。

2 終身医療保険（無配当・無解約返戻金型）（2014）

「au 医療ほけん」「au 医療ほけんレディース」

※「au 医療ほけん」「au 医療ほけんレディース」はライフネット生命の終身医療保険「新じぶんへの保険」「新じぶんへの保険レディース」と保障内容・保険料が同一です。

<1>しくみ図

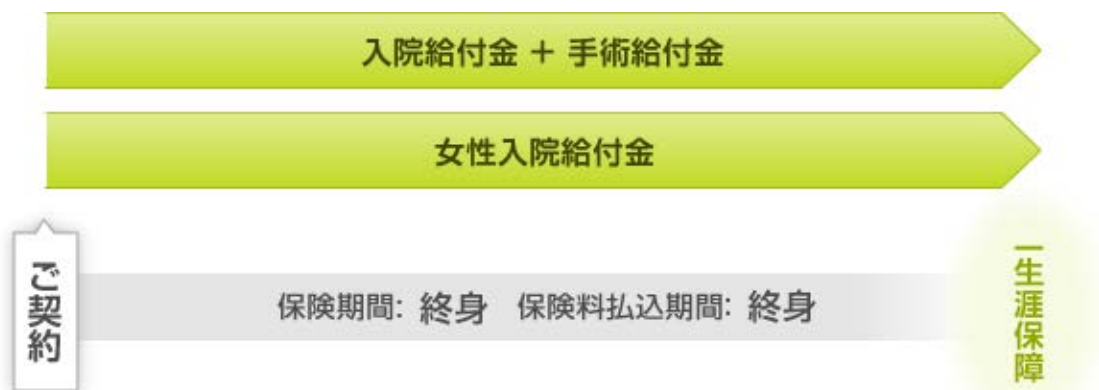
(1) 「au 医療ほけん」エコノミーコースのしくみ図（終身払の例）



(2) 「au 医療ほけん」 おすすめコースのしくみ図（終身払の例）



(3) 「au 医療ほけんレディース」 エコノミーコースのしくみ図（終身払の例）



(4) 「au 医療ほけんレディース」 おすすめコースのしくみ図（終身払の例）



<2>商品の特徴

契約年齢	20 歳以上、70 歳以下
入院給付金日額	5,000 円、8,000 円、10,000 円、12,000 円、15,000 円 ※保険期間途中での減額が可能です。(入院給付金日額 5,000 円を下回る減額はお取り扱いできません) ※増額の場合は新規の追加契約が必要です。(追加契約時に改めて引き受けのための審査をさせていただきます)

入院給付金	病気またはケガの治療を目的として日本国内の病院または診療所に入院した場合（日帰り入院を含む）に、入院給付金日額×入院日数（入院日数が5日以内の場合は入院給付金日額×5）をお支払いします。 ※入院給付金の支払限度日数は、1回の入院について60日、保険期間を通じて1,095日です。 （入院を2回以上した場合には、入院理由にかかわらず、1回の入院とみなします。退院日の翌日からその日を含めて180日を経過した後に開始した入院については、新たな入院とみなします） ※ただし、おすすめコース（普通保険約款における保険の種類はA2型、F2型）の場合、所定の3大生活習慣病の治療を目的として入院給付金の支払事由に該当する入院をしたときは、上記の支払限度にかかわらず、その入院日数分の入院給付金をお支払いします。 ※3大生活習慣病とは、がん（悪性新生物）、心疾患、脳血管疾患のことをいいます。がんは所定の悪性新生物をいい、上皮内がん（上皮内新生物）など初期のがん、異形成（前がん病変）は含まれません。
女性入院給付金 【au 医療ほけんレディースの場合】	所定の女性特定疾病の治療を目的として入院した時、入院給付金日額×入院日数をお支払いします。

普通保険約款における 保険の種類は F1 型、F2 型となります。	※女性入院給付金の支払限度日数は 1 回の入院に ついて 60 日、保険期間を通じて 1,095 日です。
手術給付金	日本国内の病院または診療所で入院中に約款所定 の手術を受けた場合には、入院給付金日額×10 の 手術給付金をお支払いします。 ただし、以下の手術はお支払いの対象外です。 (1) 傷の処理（創傷処理、デブリードマン） (2) 切開術（皮膚、鼓膜） (3) 骨・関節の非観血的整復術、非観血的整復 固定術および非観血的授動術 (4) 抜歯 (5) 異物除去（外耳、鼻腔内） (6) 鼻焼灼術（鼻粘膜、下甲介粘膜） (7) 魚の目、タコ切除術（鶏眼・胼胝切除術）
がん治療給付金 【おすすめコースの場 合】 普通保険約款における 保険の種類は A2 型、 F2 型になります。	責任開始日から 90 日より後に、日本の医師または 歯科医師の資格を持つ者によりはじめてがんと診 断されたとき、また、がん治療給付金の支払事由 の発生から、1 年を経過した日の翌日以後に、が ん治療を受けたとき、入院給付金日額×100 をお 支払いします。 ※支払限度は、保険期間を通じて 5 回までです。 ※保障の対象となるがんは約款所定の悪性新生物 をいい、上皮内がん（上皮内新生物）など初期の がん、異形成（前がん病変）は含まれません。 ※がん治療とはがんを直接の原因とした、手術、

	放射線治療および抗がん剤治療をいいます。
先進医療給付金 【おすすめコースの場合】 普通保険約款における保険の種類は A2 型、F2 型になります。	約款所定の先進医療を受けたとき、その技術料と同額をお支払いします。 ※先進医療とは、厚生労働大臣が定めた公的医療保険と併用できるもののみをいい、医療技術や医療機関、対象となる傷病には一定の制限があります。 ※患者申出療養による治療は、先進医療給付金の支払対象となりません。 ※先進医療給付金の支払限度額は、保険期間を通じて 2,000 万円です。
保険料の払込免除	約款所定の障害状態になった場合には、保険料の払い込みが免除されます。
保険期間	一生涯保障（終身）
保険料の払込期間	終身 / 60 歳まで / 65 歳まで ※「60 歳まで」「65 歳まで」は、満 60 歳、満 65 歳の誕生日以降に到来する最初の年単位の契約応当日以後（契約応当日が誕生日の場合は、満了年齢になる誕生日以後）、保険料の払い込みが不要となります。
健康診断書の有無	基本的に健康診断書がなくても、ウェブサイトの申込画面で健康状態の質問事項にお答えいただくだけで、申し込むことができます。 ※傷病歴や健康診断での異常指摘歴がある場合に

	は、定期健康診断の結果表（コピー）などをご提出いただく場合があります。
解約返戻金	保険料払込期間中に解約した場合の解約返戻金はありません。 ※保険料払込期間が「60 歳まで」または「65 歳まで」の場合で、保険料払込期間とその期間中の払い込みがともに完了した後は、入院給付金日額の 10 倍の解約返戻金があります。解約返戻金は契約者からの請求をもって支払われます。
配当	なし
特約	なし

（法令等の改正に伴う支払事由の変更）

公的医療保険制度の改正が行われ、その改正内容が支払事由に影響を及ぼすと認めた場合には、主務官庁の認可を得て、将来に向かって支払事由を変更することがあります。

<3>注意事項

- 当しおりは、商品の概要を記載しています。商品の詳細につきましては、「終身医療保険（無配当・無解約返戻金型）（2014）普通保険約款」を必ずご確認ください。
- 保険料をお支払いいただけなかった場合※、保険契約は失効します。契約の復活はできません。

※保険料の支払い月にお支払いいただけなかった場合、その翌月から2ヶ

月間の支払い猶予期間を設けます。猶予期間内に支払いがない場合、保険契約は失効します。

- 契約者間の公平性を保つため、ご職業、年収、お住まいの都道府県の受療率（厚生労働省「患者調査」の受療率（人口10万人に対する推定患者数）を利用）などのデータ、身体の状態など、給付金のお支払いが発生するリスクに応じて引き受けを行っています。そのため、申し込み後に、給付金額に上限を設ける場合や、特定の疾病・身体部位を不担保とする特別条件を付ける場合、お引き受けできない場合があります。

<4>給付金をお支払いできない場合の代表例

給付金をお支払いできない場合の代表的な事例は以下のとおりです。以下に記載のない場合でも、約款の規定によりお支払いできない場合があります。詳しくは約款をご確認ください。

責任開始 ^{※1} と発病時期	<入院給付金、女性入院給付金、手術給付金、先進医療給付金> 責任開始時点前に発生していた病気やケガの場合には、お支払いできません^{※2}。 ただし、責任開始の日からその日を含めて保険契約が2年を超えて有効に継続したときは、お支払いすることがあります。 <がん治療給付金> 責任開始日から90日以内にがんと診断された場合はお支払いの対象外です。 入院給付金・手術給付金・先進医療給付金・女性
--------------------------	---

	入院給付金を受け取っていない場合は、90 日以内にがんと診断された日から 6 ヶ月以内にお申し出いただくと、契約は無効となり、すでに払い込んだ保険料をお返しします。 なお、責任開始日からその日を含めて保険契約が 2 年を超えて有効に継続した後に、新たにがんと診断された場合はお支払いします。
治療を目的としない入院・手術	入院給付金・手術給付金は、病気やケガの治療を目的とした入院・手術をされた場合がお支払いの対象となります。健康診断や人間ドック、美容整形を目的とした入院、日常生活介護のための入院、また医療機関ではないリハビリ施設への入所などは、治療を目的とした入院には該当しないためお支払いできません。
海外での入院・手術	入院給付金・手術給付金については、日本国内の病院または診療所での入院・手術が対象となります。そのため海外での入院・手術については、お支払いできません。 がん治療給付金については、海外の病院または診療所でがん治療を受けた場合でも、日本の医師または歯科医師の資格を持つ者に診断されている場合は、ご請求いただけます。 先進医療給付金については、厚生労働大臣が定めた医療技術や医療機関が対象となります。
1 回の入院に対するお支	1 回の入院に対する支払限度日数は 60 日です。

払い（入院日数の通算）	直前の入院の退院日の翌日からその日を含めて180日以内に入院を開始した場合も、原因の如何を問わず継続した1回の入院とみなして入院日数を通算します。1回の入院日数を通算の結果、60日を超えた日数分はお支払いできません。（保険期間を通じての支払限度日数は1,095日です） ただし、おすすめコース（普通保険約款における保険の種類はA2型、F2型）の場合、所定の3大生活習慣病の治療を目的として入院給付金の支払事由に該当する入院をしたときは、支払限度にかかわらず、その入院日数分の入院給付金をお支払いします。
特定の疾病・身体部位に対するお支払い	特別条件（特定疾病・部位不担保法）を適用したご契約において、当社が定める不担保期間中に、当該特定の疾病や身体部位に生じた病気やケガを直接の原因として、給付金の支払事由に該当した場合は給付金をお支払いできません。
手術給付金のお支払い	美容整形のために手術をした場合などは、病気やケガの治療を目的とする手術には該当しないので手術給付金は支払われません。 また、以下の手術は、手術給付金のお支払いの対象外です。 （1）傷の処理（創傷処理、デブリードマン） （2）切開術（皮膚、鼓膜） （3）骨・関節の非観血的整復術、非観血的整復固定術および非観血的授動術

	(4) 抜歯 (5) 異物除去（外耳、鼻腔内） (6) 鼻焼灼術（鼻粘膜、下甲介粘膜） (7) 魚の目、タコ切除術（鶏眼・胼胝切除術） 同一の日に複数回手術を受けた場合は、いずれか1回の手術についてのみ手術給付金をお支払いします。
告知義務違反	正しい告知をせずに契約した場合、告知義務違反として契約が解除され、給付金を受け取れない場合があります。ただし、責任開始時点前の検査や治療と、ご請求内容に因果関係がない場合は、給付金をお支払いする場合があります。
重大事由による解除	給付金を詐取する目的で事故招致（未遂を含みます）をした場合、保険契約者、被保険者または受取人が暴力団関係者、その他反社会的勢力に該当すると認められた場合など重大事由によりご契約が解除された場合は、仮に給付金の支払事由が生じていたとしても給付金のお支払いはできません。また、すでに給付金を支払っていたときでも、当社はその返還を請求することができます。

※1 責任開始とは、当社が保険契約上の保障を開始することをいい、当社が保険契約の申し込みを承諾した場合、申し込み時点（お客さまがウェブサイト上の申込画面で保険契約の申し込みを行い、その内容を当社が受信した時点）にさかのぼって保障を開始します。

※2 保険契約締結の際に、当社が告知等により知っていたその病気に関する事

実にもとづいて承諾した場合や、責任開始時点前に被保険者が医師の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘を受けたことがない場合（その病気による症状について契約者または被保険者が認識または自覚していた場合を除きます）は支払いの対象となります。

以上

201604